

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

カンボジア質問状原稿(0917)_知的財産局

<知的財産局向け質問>

【1】 制度全般

I. 庁の体制について

1. 担当審査官は何人おられますか。
2. 審査官はどのように育成されていますか。審査官は海外で研修を受けておられますか。
3. 商標データベースは、審査官以外にも開放されていますか。例えば法律事務所(特許事務所)が利用可能ですか。
4. 商標登録出願の公開は紙媒体でしょうか。

II. 出願権利化について

5. 商標登録出願から商標登録まで平均何ヶ月かかりますか。
6. 早期権利化の制度はありますか。早期登録を希望する場合、どのような出願ルートがありますか？
7. 保護を希望する商品又はサービスの種類の指定について、包括的な記載が認められますか。登録を受けるためにはどの程度詳細に記載しなければなりませんか。
8. クメール語以外の言語のみからなる文字商標は登録されますか。日本語の漢字、カタカナ、ひらがなを用いた商標は商標登録されますか。
9. 外国で著名な商標であって、カンボジア国内で著名でない商標について、
 - ①商標登録出願がある場合、その商標登録出願人が外国で著名な商標の商標権者と異なる出願人でも商標登録されますか。
 - ②外国で著名な商標の商標権者と異なる者がカンボジアで当該商標を使用している場合、その使用を規制することはできますか。カンボジアでの商標登録が悪意である場合判断が変わりますか。
 - ③外国で著名な商標の商標権者と異なる者がカンボジアで当該商標の商標権者である場合、その使用を規制することはできますか。また、その登録を取り消すことができますか。カンボジアでの商標登録が悪意である場合、判断が変わりますか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

10. 閣僚会議令第 18 条 (Article 18) によると、商標の拒絶査定に対し、商務省控訴委員会または管轄の裁判所に控訴できる、とありますが、前者はどのような組織ですか。また、両者への控訴の違いはありますか。
11. 出願時、出願に係る商標を、カンボジアで使用している必要はありますか。
12. 閣僚会議令第 21 条 (Article 21) に規定された宣誓書に関し、5 年経過後の宣誓書提出時には、登録証の写しでは無く、原本の提出が必要ですか。
13. 登録から 5 年経過後、及び商標の更新から 5 年経過後、不使用についての宣誓書を提出する場合、登録が取り消されることはありますか。
14. 出願時及び更新時、商標の見本を 15 個提出するとのことですが、具体的にどのようなものを提出すればよいのですか。
15. 商標法第 4 条 (e) では、「それが他の企業の同一であるか若しくは類似する商品又はサービスについてカンボジア王国において周知である標章若しくはサービスと同一であるか又は混同を生じる程に類似しているか、又はその翻訳を構成する場合」は拒絶される旨記載されていますが、実際に商標の保護範囲は類似の商品について及ぶのでしょうか。その範囲はどの程度でしょうか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。